

# START

あなたは次のうちどれに該当しますか？

補助対象設備を設置したのは中野区内の建物

いいえ

はい

補助対象設備を設置したのは新築の建物

はい

いいえ

申請設備が  
太陽光発電システム、蓄電システム、  
家庭用燃料電池システム（エネファーム）、  
自然冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）

申請設備が  
太陽光発電システム、蓄電システム、  
高断熱窓、高断熱ドア、  
家庭用燃料電池システム（エネファーム）、  
自然冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）

いいえ

はい

いいえ

はい

申請する設備を主に使う場所は

自宅

集合住宅の  
共有部分

事業所

集会施設

区民

管理組合等

事業者

地縁団体

申請できません

それぞれの要件を満たしていれば補助金の申請ができます！

## 区民に該当した方に関する条件

- ・ 補助対象設備を設置した住宅に住民登録がある
- ・ 申請日現在もその住宅に住んでいる
- ・ 事業者として同じ設備について区の補助金を申請したことがない

## 管理組合等に該当した方に関する要件

- ・ マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合または同法第2条第4号に規定する管理者等である
- ・ 集合住宅の共有部分（エントランス・集会施設など）で使用するものである

## 事業者

に該当した方（**法人事業者**）に関する要件

- ・ 法人として登記されている
- ・ 中小企業に該当する会社もしくはその他の法人である（国又は地方公共団体が出資する法人を除く）
- ・ 補助対象設備を設置した建物で事業を営んでいる

## 事業者

に該当した方（**個人事業者**）に関する要件

- ・ 所得税法第229条に規定する「個人事業の開業・廃業等届出書」を提出している
- ・ 中小企業法第2条第1項に該当する個人の事業者である
- ・ 補助対象設備を設置した建物で事業を営んでいる
- ・ 区民として同じ設備について区の補助金を申請したことがない

## 地縁団体

に該当した方に関する要件

- ・ 地域自治法第260条の2第1項の規定により区長の認可を受けている
- ・ 自主的な活動のために設置した集会施設に補助対象設備を設置した